

ICT建設機械等認定制度を開始します

国土交通省では、令和4年7月1日からICT建設機械及び建設機械に後付けでICT建設機械として機能させるICT装置群を認定し、これを公表することでICT施工をより普及させて建設現場の生産性向上を図るため、ICT建設機械等認定制度の申請受付を開始します。

国土交通省では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を実現させるために、ICT等を用いた効率的な施工を目指す「i-Construction」を平成28年度から推進しています。

ICT施工については、直轄工事で対象になり得る工事のうち約8割で実施されておりますが、中小建設業への普及拡大が課題となっております。

ICT建設機械等認定制度は、中小建設業の方々を含めて、施工業者の方々が安心してICT建設機械を選定・導入できるようにするため、国土交通省が一定の機能を持つ建設機械及び後付け装置を「ICT建設機械等」と認定・公表し、ICT施工をより普及させることで、建設現場の生産性向上に寄与するものです。

このたび、この認定制度の申請方法等を定めた「ICT建設機械等の認定に関する規程」を定めましたので、公表し、認定の申請受付を開始致します。

初回申請受付：令和4年7月1日（金）～7月29日（金）

初回認定以降の申請受付：随時

※概ね9月中旬に初回認定を予定しておりますが、申請数によっては遅れることも想定されます。申請受付開始当初は多数の申請が想定されるため、初回申請期間を設けておりますが、初回認定以降は随時、申請受付を行います。

申請方法：「ICT建設機械等の認定に関する規程」をご確認いただき、規定の様式にご入力の上、下記申請先にメールにてご提出下さい。また、当省ホームページ「ICT建設機械等認定制度」に様式のデータ及びQ&A集を掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

申請先：国土交通省公共事業企画調整課 施工調整係

メールアドレス：hqt-ictkenki★mlit.go.jp

※「★」を「@」（半角）に置き換えてください。

（問い合わせ先）

総合政策局 公共事業企画調整課 岡本、古川

TEL：03-5253-8111（内線24921、24923）直通03-5253-8286 FAX：03-5253-1556